様式第十一号(第四条関係) (用紙A4)

## 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和2年 4月 1日

営業所の名称	職名	フリ 氏 氏 名
郡山支店	支店長	ケンチュウ ガクト 県中 楽人
	役員と兼ねている場合は 締役〇〇営業所長」等と する。	
	7.00	
◎「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは 様式第一号別紙二に記載した「従たる営業所」の代表者及び支配人で、建設工事の請負契約の締結 及びその履行に関して、一定の権限を有する者。よって、建設業法施行令第3条に規定する使用人 には、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められており、		
	を営業所への常勤を要するため、他の営業所との 所が存在しない場合は、「該当なし」と記入する	の兼務はできない。